

第1号様式(第3条関係)

審査基準・標準処理期間個票

許認可等の名称	小学校及び中学校の指定校変更の許可
根拠法令及び条項	学校教育法令第8条 那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則第5条 那覇市立小学校及び中学校の指定に関する要綱第6条
<p>審 査 基 準</p>	
<p>学校教育法施行令 那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則 那覇市立小学校及び中学校の指定に関する要綱 &lt;別紙のとおり&gt;</p>	
標準処理期間	休日を除き14日以内（那覇市立小学校及び中学校の指定に関する要綱第6条の別表区分その他に該当する場合は除く）
所管部署	学校教育部                      学務課（098-917-3505）
更新日	平成27年4月1日

<別紙>

### 学校教育法施行令

第8条 市町村の教育委員会は、第五条第二項(第六条において準用する場合を含む。)の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる。この場合においては、すみやかに、その保護者及び前条の通知をした小学校又は中学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校又は中学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。

### 那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則

第5条 児童生徒等の保護者は、前条により決定された指定校を変更しようとする場合は、教育長に申請しなければならない。

2 前項の申請がある場合において、教育長は、相当の理由があると認めるときは、前条により決定した指定校の変更を許可することができる。

### 那覇市立小学校及び中学校の指定に関する要綱

第6条 教育長は、別表に掲げる指定校変更許可基準における各区分のいずれかに該当すると認める場合は、保護者の申請により、指定校の変更を許可することができる。

### 別表(第6条関係)

#### 指定校変更許可基準

区分	理由	変更可能な学校	対象 学年	許可 期間	必要書類
転居	学年途中において市内での転居をした場合	在学している学校	全学年	卒業 まで	・指定校変更 申立書
転居予定	家屋の新改築等又は借家等への入居	転居予定の住所が属する通学区域の学校	全学年	予定日 まで	・建築請負契約 書等の写し

	による市内での転居予定(おおむね6か月以内)の場合				・誓約書
留守家庭	両親共働き等により日中留守になるため、放課後、祖父母宅又は児童クラブ等に児童を預ける場合	放課後における預かり者の住所が属する通学区域の学校。ただし、大規模校(普通学級数が25以上の学校)及び大規模校になると予測される学校のうち、普通教室の数が不足し、又は不足すると予測される学校への変更はできない(兄弟姉妹が当該校に在学している場合を除く。)。この場合、当該校に通学区域が隣接する学校への変更はできる(対象校は表1のとおり)。	小学校 全学年	理由が 存する 期間	・勤務証明書 又は自営業 申告書 ・児童預かり 証明書 ・誓約書
心身的理由	心身の故障等により、指定校へ通学することに支障がある場合	通学に支障がない学校	全学年	理由が 存する 期間	・医師の診断書 ・誓約書
指定校 変更許可 地域	教育長が指定校変更を許可している地域に在住している場合	許可対象の学校	全学年	卒業 まで	
兄弟姉妹 関係	兄弟姉妹が指定校変更(留守家庭の区分を除く。)による在学又は学校選	兄弟姉妹が在学し、又は入学する学校	全学年	卒業 まで	

	択制による入学の場合				
指定校 変更児童 の中学校 入学	指定校変更している児童が中学校に入学する際、卒業する小学校区の中学校を希望する場合	卒業する小学校区の中学校 (対象校は表2のとおり)	中学校 入学時	中学校 卒業 まで	
学校 選択制 適用児童 の中学校 入学	学校選択制で小学校に入学している児童が中学校に入学する際、卒業する小学校区の中学校を希望する場合	卒業する小学校区の中学校 (対象校は表2のとおり)	中学校 入学時	中学校 卒業 まで	
大規模校 等から 小規模校 等へ	大規模校(普通学級数が25以上の学校)及び大規模校になると予測される学校から、通学区域が隣接する学校のうち小規模校(普通学級数が11以下の学校)又は普通教室の数に余裕がある小規模校に近い規模の学校への変更を希望する場合	通学区域が隣接する学校のうち、小規模校又は普通教室の数に余裕がある小規模校に近い規模の学校(対象校は表3のとおり)	全学年	卒業 まで	
その他	上記以外の理由	教育長が相当と認める学校	全学年	理由が	・理由を証明

	で、教育長が相当 と認める場合			存する 期間	する書類 ・誓約書
--	--------------------	--	--	-----------	--------------

備考 すべての区分において、変更可能な学校への通学に支障がないことを条件とする。